

議会基本条例 条文比較シート

第12章 【補則】 他の条例等との関係

旭川市	この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例等の制定又は改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合を図るものとする。
横須賀市	
長野市	この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例との整合を図るものとする。
豊田市	
岡崎市	
姫路市	この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例との整合を図るものとする。
福山市	
久留米市	この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例との整合を図るものとする。
長崎市	
大分市	この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

議会基本条例 条文比較シート

第12章 【補則】 条例の見直し

旭川市	議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に関し不断の評価及び検証を行い、改善の必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。
横須賀市	議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 2 議会が、この条例を改正しようとするときは、常に本会議において改正の理由を説明しなければならない。
長野市	
豊田市	議会は、この条例の施行後、常に市民の意思、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。
岡崎市	議会は、この条例の目的が達成されているかについて、常に検証し、必要に応じて議会に関する条例等の見直しを行うものとする。
姫路市	
福山市	議会は、この条例の施行後、常に市民の意思、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。
久留米市	議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを検討するものとする。 2 議会は、前項による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。
長崎市	議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について議会運営委員会において検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
大分市	

議会基本条例 条文比較シート

第12章 [補則] 議会及び議員の責務

旭川市	
横須賀市	
長野市	議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の厳粛な信託にこたえなければならない。 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、研修を行わなければならない。
豊田市	
岡崎市	
姫路市	議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の厳粛な負託に応えなければならない。 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、研修を行わなければならない。
福山市	
久留米市	
長崎市	
大分市	議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の信託にこたえなければならない。 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、研修を行わなければならない。

議会基本条例 条文比較シート
第12章 【補則】 委任

旭川市	
横須賀市	
長野市	
豊田市	
岡崎市	この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議会が定める。
姫路市	
福山市	
久留米市	
長崎市	
大分市	